

郡山市ネットを活用した採用活動支援補助金交付要綱

令和5年4月3日制定
令和5年8月9日一部改正
[産業観光部産業雇用政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業等の人材の確保並びに新規学卒者及び転職希望者の市内への就労の促進を図るため、就職情報サイト等のオンラインツールを活用した採用広報活動等に取り組む市内の中小企業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる者をいう。
- (2) 就職情報サイト 企業の人材の確保並びに新規学卒者及び転職希望者を対象とした就職情報の提供を目的として開設されたウェブサイトをいう。
- (3) ウェブ活用型合同企業説明会等 新規学卒者及び転職希望者を対象としたパソコンやタブレット端末等を通して視聴可能なオンライン上で開催される合同企業説明会及び面接会をいう。
- (4) 採用コンサルティング 新規学卒者及び経験者の採用手法の高度化を目的としたノウハウを取得するための専門家派遣サービスをいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助の交付の対象となる者は、市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業等とし、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年4月1日以降に就職情報サイト、ウェブ活用型合同企業説明会等及び採用コンサルティングを活用し、人材の確保又はノウハウの取得に取り組む者
- (2) 就業場所を市内とする正社員の求人を行っている者
- (3) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者
- (4) 中小企業等の代表者又は役員が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続を行っていない者

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助金対象経費」という。）は、別表に定める経費で、消費税及び地方消費税額を除いたものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。

3 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。）の3月31日を末日とする1年間とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、前条の対象となる期間の末日の属する会計年度の3月末日までに、郡山市ネットを活用した採用活動支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業実績報告書（第2号様式）

(2) 就職情報サイトの掲載画面の写し、採用コンサルティングの結果報告書等事業の内容が確認できる書類

(3) 領収書の写し等補助対象経費が確認できる書類

(4) 通帳の写し等補助金の振込先口座情報が確認できる書類

(5) 同意書兼誓約書（第3号様式）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

3 補助金の申請は、1回に限るものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

(補助金の額の確定)

第8条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	区 分	補助対象経費の例
就職情報サイト等の オンラインツールを 活用した採用広報活 動等に要する経費	通信費	就職情報サイト運営会社が提供するサービス等利用料
	委託料	企業求人動画作成委託料、自社採用ウェブサイトの作成及び改修費、新卒又は経験者採用に係る専門家によるコンサルティング料
	負担金	ウェブ活用型合同企業説明会への出展料